議事錄第十四號

大正六年第五臨時民會議事錄

天津居留民團

議事錄目次

議事日程

一、松平總領事告辭　一
二、政府に感謝狀を送るの件　三
三、林公使其他に對し感謝の意を表する件　五
四、防水及排水工事に關する事後承諾を求むる件　九
五、行政委員會に委任の件　一一
六、災害地域課金減免條例案　一二
七、租界內排水に關し官民當局者に對する謝意表明の建議案　一五
八、大正六年臨時民會成績　一八
九、松平總領事閉會の辭　一九
一〇、附錄　二二

目次終

大正六年第五臨時民會議事錄

十一月二十四日　會場　議事堂

第一、政府に感謝狀を送るの件
第二、林公使其他に對し感謝の意を表する件
第三、防水及排水工事に關する事後承諾を求むる件
第四、行政委員會に委任の件
第五、災害地域課金減免條例案

午後三時振鈴開會　議員の出席若くは代表せらるゝ者百三十一名

最上議長　出席議員定數に達したるを以て是より開會す開會に先立ち松平總領事より召集の辭あるに付き淸聽を乞ふ

松平總領事登壇

本日は居留民團法施行規則第二十四條第三項に據る行政委員の申請に基き臨時民會を召集せり過般の洪水は實に數十年になき大洪水にして勿論我租界建設以來未曾有の出來事なりき左れば万一其處置を誤るに於ては災禍は如何なる程度に達するや殆んど豫測する能はず實に我天津專管居留地の死活に關する大事件として諸君と共に

痛心に堪へざる所あり然れども此災害に當り民團當局者の努力は申迄もなく協心同力私を抛て公の爲めに努力され義勇團の募集あるに當ては奮然蹶起して之に應じ幾多の困難と戰ひ救護の事務に當り罹災者中幸にも一の死傷者を生せざりしのみならず一般救護事務も滯りなく進捗し又外部に於ては北京同胞の卒先して義助會を組織し最も困難の時に當り必要の食料品其他の物品を寄贈せられたるを始めとして大連旅順靑島李村濟南上海漢口營口山海關灤安縣唐山張家口及內地に於ける同胞各位より厚き同情の籠り居る義助金を送られ救護の費用に充當するを得たるのみならず更に築堤排水の大工事を起すに當りては我軍隊より有力の援助を得たる外國滿鐵道會社よりは多大の厚意を以て社務の多忙なるにも不拘土木課長等を派遣して凡ての計畫に與らしめ尙ほ有力なる喞筒數臺而も其中には現に築港用に使用し居る物を中止し熊々迴航排水の用に供せらるゝ等多大の援助を得內には排水委員救護委員諸氏の晝夜を分たざる盡力と相俟て排水の大工事も着々好成績を以て進行し遂ひに約百八十萬噸の水量を首尾好く排出し愛に我租界も救濟せらるゝに至りたるは御同慶の至りなり而して右大工事に要する費用に至つては到底我民團の負担に堪ゆる所に非ざるを以て政府に於ても同情を以て國庫支辨の途を考慮し冲野原田兩博士等を派遣して具に實情を調査せしめ詮議の結果遂に當方より提出せし築堤排水に必要なる工事費豫算銀卅九萬八千二百餘弗を第二豫備金より支出し實際必要の額を民團に補助する事に閣議決し已に勅裁を得たる旨の電報に接したるは諸君と共に欣喜に堪へざる

所なり尤も右補助に關する詳細の事は郵便を以て申越さるゝに付今日にては未だ開陳する事能はざるも右の如く內外共萬事都合よく運び我租界も復舊するに至りたるが非常の際に當ては非常の措置を採るの外なく徒らに議論を闘はし小節に拘泥せば到底如斯結果を得る事能はざりしことゝ思考す而して今後尙ほ復舊事業に就ては爲す可き事多々なるに付諸君は前述の如き成行を充分に顧慮し和衷協同大局より打算し小節に拘泥せずに相援け相盛に立てゝ此の緊急の民會を無事終らん事を希望す之を以て開會の辭と爲す

最上議長　日程に入るに先ち書記をして議案を朗讀させます

（田中書記朗讀）

第一、政府に感謝狀を送るの件
第二、防水及排水工事に關する事後承諾を求むる件
第三、行政委員會に委任の件
第四、災害地域課金減免條例案
第五、林公使其他に對し感謝の意を表する件

最上議長　是より日程第一の第一讀會を開きます

◉日程第一、政府に感謝狀を送るの件

一、水害救濟の爲め國庫補助の沙汰に對し內閣總理大臣及外務大臣其他に感謝の意を表すること

鈴木委員長　本案提出の理由は此次空前絕後の大水害に對し之れを救はんとするに監督官は非常なる努力を以てし其の窮狀を政府に具申し政府にても亦た其れを容れて總領事が曩に述べられし如く民團の救濟費を國庫より支出する事となれるが斯る恩命に接したるに就て吾人は滿腔の熱誠を以て謝意を表するが當然なれは本案は滿場一致を以て可決あらん事を希望す

松村利男君　本案に對しては何人も不承知を唱ふる者はなからん而して本員は茲に質したき事あり其は三十九万弗と云ふ豫算の割出しと其の今後に於ける支出方法は如何即ち支出方法とは該補助金は排水の今日迄に要せる費用にのみ支出するや又他の方面にも支出するや

鈴木委員長　今次の築堤排水等に關しては先船來滯在して租界の爲め盡力されたる加藤滿鐵技師が豫算案を立て次て內務省より派遣されし冲野博士等が再三審議せられし結果六十万餘坪に漲れる水を排水するには約四十万弗を要す殊に平常ならば知らず急場の際として其の經費は高額を要せんも如何なる手段を執るも之を斷行せざる可らずとし再三の協議を重ね日本金ならば先づ五十万圓との豫算を立て其旨を政府に具申せるなり故に其の方法は豫算の範圍內に於て有効に使用する心算なり

松村利男君　本員の質問する點は此の補助金は只だ今日迄の費用に支出するか又は將來の仕事にも支出するかと云ふに有れば只今のお答へに依り自ら判明せり

最上議長　本案に就て他に御異議はありませんか（異議なし）

最上議長　御異議なきを以て本案は議會を省略して可決と致します（贊成贊成）

鈴木委員長　第一號議案と同樣なる本追加案即ち「林公使其他に對し感謝の意を表する件」を日程變更の上日程第二として決議せられんことを希望す

最上議長　委員長の提議に贊成なりや（贊成贊成）

最上議長　然らは本案を日程第二と致します

◉日程第二　林公使其他に對し感謝の意を表する件

（田中書記朗讀）

一、在北京林公使は當地水害に多大の同情を寄せられ罹災民の救護並に築堤排水に要する國庫補助等に關し周到なる御配慮に依り救護及排水の目的を達することを得たるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は特使を派遣し謝意を表すること

二、南滿洲鐵道株式會社より多大の援助を受け排水の目的を達し居留地の舊狀に回復することを得たるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は特使を派遣し感謝の誠意を表すること

三、滿洲鐵道株式會社より派遣せられたる加藤土木課長は當地着以來日曜祭日も休むことなく築堤排水の設計を立てられ一個月餘の間日夜間斷なく居留地救濟の爲めに盡瘁せられたるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は感謝狀を添へて紀念品を贈ること

四、內務省より派遣せられたる沖野原田兩博士及靑島守備軍より派遣せられたる伴陸軍技師に對し本民團より感謝狀を贈ること

鈴木委員長　本案は總御事の云はれし如く是等の人々の功勞は既に諸君の知らる所なれば說明の要なかるべし

松村利男君　第四條を日本人のみとせずピンチオネ氏其他の外人に對しても感謝の意を表し度きものなり

最上議長　松村君は修正を希望せらるゝのならば後にて願ひます

鈴木委員長　松村君の意見の如く總領事等も其意ありしが……

最上議長　鈴木委員長の說明は一と先づ中止されたし原案に對し他に御質問はありませんか

松村利男君　外人側の援助者に對して感謝の意を表する方法としては金品を以てする以外臨時民會か滿場一致を以て可決せる感謝狀を送らば彼等も大に滿足する所あるべと其の外人と云ふは海河工程局技師長、水道會社技師長、電車會社總辯、佛國電燈會社總辯等にして本件を本案の第五項として加へんことを望む

大澤大之介君　本員は松村君の唱へらるゝ以外排水委員及其他の關係者にも感謝の意を表せんことを望む

石川通君　本員は規定の手續を經て茲に「水害に關する謝意表彰建議案」を提出せん

最上議長　石川君の建議案は後に讓り先づ松村君の動議に御贊成の方はありますか

松村利男君　本員は大澤君の說に贊成を表します

最上議長　それでは兩君のを併せて本案に第五項として「我居留地の水害救護に功勞ある救護委員排水委員官憲及外人其他關係ある人に感謝狀を送る事」を加ふべしとの動議に贊成の方はありますか

鈴木委員長　松村君の動議に付ては吾々委員に於ても形式は異れど感謝の意を表せんとの意志を有せるものにて松村君の說には贊成なるが大澤君の排水委員云々等のことは別の形式を以て度きものなり即ち本案は當局者の提出せるものなれば只だ單に松村君の案を追加するに止め他は除外せんことを希望す

大澤大之介君　本員の提案は此際可決し置かざれば提案する人々が當事者として永久提出さるゝの至らざる怨みあれば是非本員の提案も追加され度きものなり

西本委員　只今大澤氏の提說は委員長の說明ありし如く本員等も其職に在りし者にて自家を表彰する如き結果に陷るなり本案は元來外部に對するものゝみあゝ現上對內的なる大澤君の動議は取り消され度し

大澤大之介君　對內的なりと言はるゝも民團と排水委員とは自ら性質を異にせるものなれば相成るべくは滿場一致を以て深甚なる感謝の意を表したく茲に全會一致の決議を得たきものなり

鈴木委員長　大澤君の意見に就ては當局者は嬉しく感するが本案は元來對外的のものにて且つ吾々より提出せるものなる故本案の內に民團內部の人々に對する謝意を

混同するは工合惡しければ本案の追加とせず松村君の動議のみを成立せしめ度し

大澤大之介君　然らば石川君よりも同樣の建議案あるやうなれば本員の動議を撤回し改めて松村君の動議に贊成を表せん

最上議長　松村君の動議を成文にして下さい

松村利男君　本案に第五項として我居留地の水害救護に功勞ある海河工程局技師長、水道會社技師長、佛國電燈會社、電車公司等へ本民團より感謝狀を送ること

最上議長　右に對し異議はありませんか（異議なし）それでは松村君の動議は成立確定しました

松村利男君　本案第一項の字句に就て修正を加へ度く即ち「國庫補助等に關し周到なる御配慮に依て救護及排水の目的を達する云々」とあるを「國庫補助等に關し深甚なる配慮を與へられ依て以て救護及排水の目的を達する云々」と訂正せん

鈴木委員長　松村君の修正には提出者も贊成す

最上議長　御異議はありませんか（贊成贊成）

西本委員　第四項の「贈る」を「送る」に修正を求む

最上議長　西本委員の說に贊成多き樣なれば修正することゝせん

最上議長　最早他に異議もあきやうなれば本案は議會を省略して可決通過としては如何（贊成贊成）

最上議長　然らば本案は可決通過と認め日程第三に移らむ

◉日程第三、防水及排水工事に關する事後承諾を求むる件

防水及排水工事に關し事後承諾を求むる件

大正六年九月二十三日出水當日より行政委員會に於て防水及排水工事の施設を爲し之に要する一時の借入金を爲したるは緊急の措置として適當と認め之を承諾す

（參考）

浸水箇所排水區域決定の件　（大正六年十月六日行政委員會決議）

浸水區域排水の件は居留地の死活に關する重大問題にして莫大の經費を要する事業に付能ふべくんば民會を招集し決議を經べきものなるも結氷時期の目前に迫り居る際一日も緩ふすへからざる事業なるを以て加藤滿鐵會社土木課長の意見を尊重し行政委員會に於て全責任を負ひ左記の通り決議をなし急速之れが實行に取り掛らんとす

本民團は佛租界より海光寺兵營を囲み支那街南門外迄を包括し極力排水行動をなすこと但其工費は支那側より醵金を歡迎するも負担額を强請せざること

緊急の必要に充つる爲め一時借入金を爲すの件　（大正六年十月九日行政委員會決議）

今回の水災に就ては防水及排水工事に莫大の經費を要し民團の歳計豫算にては到底支辨するこゝ能はさるを以て團債及ひ國庫の補助を仰くべき心算なるも緊急の場合民會を招集すること不可能に付行政委員會の責任を以て左記の事項を決議す

一、本民團は緊急の必要に充つる爲め總領事の同意を得て一時の借入金を爲

すこと

鈴木委員長　本案は今回の臨時民會に於ける最も重要なる案なるが今回の水災に際し當局者は緊急の場合に於ける處置を取る爲めに其間些か權限を越ねたる所もありし故茲に改めて民會の承認を求むる次第なり惟ふに天災は豫測すゝ能はす今回の水害の如きも全く晌嗟の間に起り而して一歩を誤るに於ては結氷の時期となり租界全滅の悲運に遭遇するやも知れす依て愈々人爲的に排水し一日も早く租界を水の中より救出せざる可からざるに至れるが其の排水に要する費用莫大にて經常豫算を以て支辨する事不可能なるを以て民會の協賛を經るの必要ありしも當時直ちに民會の召集を爲すも四囲の事情は到底民團施行規則第五十六條の條件を具備する能はざるものあるを知りたれば總領事と協議の上排水に必要なる金を一時借入るゝことと爲し其結果今日の成功を爲し遂げたる次第なり左れば此間に於て吾人が民團より委任され居る權限を越ねしやも知れされど當時の場合に於ける事情を推量し以て本案を承認せられんことを希望す

大澤大之介君　本案に對し誰一人として承認せぬ者はなからん而して又越權の點ありとするも賛成を表すべし然れども只だ今後に於て先例と成らざる程度に於て本案を承認したし

鈴木委員長　當局者は不幸にして此の天災に逢遭したるが今後は此の經驗あるを以て局に當る者も亦た自ら適當の處置を執るを得べく信するが斯る天災が再び來ると

は信ぜられず依て無條件にて本案の承認を希望する次第　り

大澤大之介君　本員が先例とならざる程度と云へるは今後當居留地が幾百年存續するか知れざれは將來を想ひての意見なり

松村利男君　凡そ何人ゝ依らず公職に就ける人は何れも皆其職責を重んじ公共の事に盡す精神なるは論を俟たざる所なり故に名譽職に就ける人々が事後承諾を求むる時は徐程困難なる事件に遭遇したる時なるべければ大澤君の提案は些か是等の人々に對し苛酷ならずやと思惟さる故無條件を以て本案は通過せしむるを至當とす

最上議長　他に御意見はありませんか

最上議長　大澤君の御意見に賛成者ありや

最上議長　賛成者なきを以て大澤君の説は成立せざるものとし本案は滿場一致可決せるものと認む（賛成々々）

最上議長　日程第四に移らむ

◉日程第四、行政委員會に委任の件

行政委員會に委任の件

今回の水害に付緊急の場合行政委員會に於て出水の當日より應急の措置を爲し又今後に於ても土木、衛生、教育等の復舊事項に關し臨機適應の措置を爲すの必要あるへきを認め居留民團法施行規則第十八條に依り行政委員會に左の事項を委任すること

一、水害復舊事項に關する條例を定むること

二、既定豫算の追加又は更正を爲すこと

三、水害に關する補助又は寄附の處分を爲すこと

四、土木、衛生、教育等に關する復舊事項を施行すること

鈴木委員長　本案を提出する必要に就て述べんに第一項は國庫補助に就ては政府より何等かの條件附帶し來るべきに依り本案を提出せるものなり又第二項は本年度の豫算に自然狂ひを生じ來る故今日之を明細にする能はざるに依り本項提出の必要を感ず第三項は國庫の補助金及各方面の寄附金等を他日民團に回付せらるゝ場合あるべきを慮り適當の費用に支出することあるべきを以てなり第四項は今の中ならば至極便ならんと思はるゝものあり即ち橋立街の堀割の利用の如き便利經濟なるが斯の如きものを一々民會に諮るは到底不可能なれば民團施行規則第十八條に從ひ行政委員會の決議を以て推行することゝせり

沖田介次郎君　鈴木委員長の説明に依り判然したれは原案に賛成可決せん

最上議長　別に異議なき樣なれば議會を省畧して可決することゝし日程第五に移らん（賛成々々）

◉日程第五、災害地域課金減免條例案

災害地域課金減免條例案

第一條　水災に因り損害を被りたる者には本人の申請に依り被害の實況を審査し左の區別に從ひ課金を減免す

一、土地課金負担者にして浸水に因り土地の使用を休止したる者には大正六年度第三期の課金を全免す

二、家屋課金負担者にして浸水に因り其家屋に住居し能はす又は貸家にして家賃を徴收し能はさるに至りたる者には其期間内に於ける課金を免除す
但排水完成後一ケ月を經たるときは免除の限りに在らす

三、取得課金負担者にして水害に因り取得皆無に至りたる者には其期間内に於ける課金を免除す

四、營業課金負担者にして店舗若くは營業所に浸水し營業を休止したる者には排水完成に至る迄の期間内に於ける課金を免除す
店舗若くは營業所に浸水するも營業を休止せさる者には前項の期間内に於ける課金を半減す

五、雜種課金負担者は本條第四號の例に依る

第二條　使用料及手數料は本人申請の有無に拘はらす浸水期間内に限り其徴收を中止す

第三條　本條例第一條第二號乃至第五號に掲けたる期間の認定及被害程度の審査は行政委員會に一任す

第四條　本條例第一條に掲けたる期間の計算は大正六年九月二十三日出水の當日より之を起算す

第五條　本條例第一條に掲けたる申請は大正六年十一月三十日迄の期間内に租界局に提出すへし

鈴木委員長　本案は水の爲め長らく其の營業を休みたる人もあり尚ほ其他種々の事情あり普通の如き課金を賦課するは酷に過ぎる嫌あり且つ各方面より同情に依て集れる義捐金をも貰へる際なれは成るべくその負擔を輕減せんとするものにて義捐金の如きものにて其の融通を緩和し得る所もあり左れど一面より考ふれは水災の爲め破壞せられたる復舊費を要するを以て成るべく困難ならさる人は辛抱せられ度き考にて此の減免は本人の申請に依ることとせる次第なり

松村利男君　本案は頗る賛成なるが之が爲め直接影響を受くるは民團なるが曩にも言はれし如く總ての事業は中止さるゝか又は他に何等かの方法を構するものなるや

鈴木委員長　本日までの調査に據れば全居留地の八割内外の浸水なれば本條例に依り全部が減免を要するのとして約一万七千餘弗の缺陷を生する事となる計算なるも皆々減免を申請する譯にもあらざるへけれは本條例實施後にあらされば正確なる計算を立つる事不可能なり依て條例實施後に於て事業の緩急を見計ひ適當の措置を爲すの外なかるへし

松村利男君　道路修繕の如き中止すとあるが山口街の如き現在のまゝ放擲するか又寄附金の處分は如何にするや

鈴木委員長　寄附金云々は未定に付當分質問なき樣希望す

沖田介次郎君　山口街の如き昨今其凹凸甚しく人力車にて通行するにも非常に危險を感するが斯くの如き所も放擲して其儘に爲し置く方針なりや

鈴木委員長　經濟の許す限りに於て應急の修繕は施行する積りなり

最上議長　二讀會に移り逐條審議とせん

沖田介次郎君　大体に於て本案に賛成なれば讀會省略にて可決せんことを希望す

（賛成々々）

最上議長　沖田君の説に賛成多きを以て本案は讀會省略の上可決通過と致します

最上議長　議事日程之れにて終了せるが石川君の建議案提出あるを以て茲に書記をして朗讀致させます

（田中書記朗讀）

建　議　案

今次當地の洪水は貳百年來の大災害にして我租界も其大部分は一夜にして濁水の浸す所となり居留民は業を離れ家を喪ひ憯然自失其爲す所を知らす一旦應急の計を誤れば當に同胞四千人の休戚に關するのみならず租界の衰亡を來たし北支那に於ける邦人發展の基礎爲めに壞滅せんとす

此秋に際し我官憲及民團當局者の救護排水に關する諸般の企畫凡べて其宜しきに適ひ措置其機を失せす租界は勿論隣接せる支那街をも併せて數旬にして全く排水の目的を達し舊狀に復するを得せしめ同胞の危懼を一片の杞憂たらしめ復た克く

支那官民の信賴に背かさることを得たり加之最近我廟議が排水費として銀叁拾九萬餘兀の巨額を國庫より支辦するに決したるは我等居留民の感激措く能はざる所なるが是一に當局官憲の脅旋其宜しきを得たるに因る事と信ず

下名等は是等の成功は一に官民當局に其人を得たるのみならず前後五十餘日に亘り自家の利害を顧みず重要なる本務を擲ち日夜疲食を忘れて奔走盡力せられたるの結果にして全居留民の衷心より深く感謝する所なるを確信す仍て茲に臨時民會の開會を機とし民會が是等排水に關し特に功勞ある官民當局者に對し謝意を表明せんことを冀望し之れが人選形式及財源等必要なる事項一切を擧げて民會議長の指名に係る五名の委員に一任せんことを建議す

大正六年十一月二十三日

提出者　高橋剛吉　外九名

石川通君　只今書記に依りて朗讀されし如き建議案を提出せるが議員諸君の協賛を得ることゝ信ず而して本員は委員の人選と形式に關し些か説明せんとするものなるが人選は總領事よりして指名され度くそれも成る可く廣く指名されん事を希望す尚又形式に就ては成るべく質素を旨とし紀念品を贈らんとの説もあれど其等の處置は指定されたる委員の協議に俟つことゝし度きものなり

最上議長　本案に對し賛成者ありや

藤田語郎君　本員は旅行中にて之等の詳細を知らざるが大洪水に際し各委員諸士が排水の爲め寐食を忘れて努力せられしに就ては大に感謝する所にて之に對する慰勞の方法は充分盡さざる可からざる所にて居留民全般も亦た同樣に考ふるならんか之を民會に於てすることが果して適當なるや否や一考を要する次第にて感謝狀を送るのみにて其他は非公式の形式に倚るを適當と認む先づ大体に於て本案に賛成なるも民會にて選擧する委員は畧ぼ何名位ひなるや

石川通君　五名位ひの委員の指定を乞ふを以て適當ならむと信す

西本委員　五名の委員を指定するとあるが其は民團の特別委員となり表彰さるゝ人々を除きたる以外の人となるや

石川通君　然り

西本委員　民團の特別委員にては矢張り行政委員長が仕事をすることとなりて頗る妙な事となる次第なり

中根齊君　本建議案に對しては賛成なるも五名の委員を特に指定するは不都合なれば只だ單に民團長を委員とするとしては如何

石川通君　建議案を撤回することゝせん

藤田語郎君　該建議案を修正しては如何

石川通君　修正することゝせん

最上議長　一と先づ休憩する事に致ます

（時に四時四十五分）

五時五分再會

最上議長　石川君より建議案の修正ありたるを以て朗讀せしめん

（田中書記朗讀）

前畧

「民會が是等排水事業に關し」とあるを「民會が是等排水及救護事業に關し」と修正し又「謝意を表明せんことを冀望し云々」とあるを「謝意を表明せんことを建議す」と修正せり

最上議長　本修正案に異議ありませんか

最上議長　異議なきを以て本建議案は成立せるものと認む（拍手）

最上議長　之にて臨時民會の議事も全部修了せるを以て只今其成績を報告すべし

（田中書記朗讀）

大正六年臨時民會成績

大正六年十一月廿四日に於ける臨時民會の成績左の如し

一、會　議　一　回

二、決　議

一、政府に感謝狀を送るの件　（原案可決）

一、林公使其他に對し感謝の意を表する件　（修正可決）

一、防水及排水工事に關する事後承諾を求むる件　（承　認）

一、行政委員會に委任の件　（原案可決）

一、災害地域課金減免條例案　（原案可決）

一、水災に關する謝意表彰建議案　（可　決）

之れを計上するに

會議　一回

議案　六件

內

民團提出　五件　（原案可決　三件　可決　一件　承認　一件）

議員提出　一件　修正可決　一件

以上

最上議長　只今松平總領事より閉會の辭あるに付き御清聽を乞ふ

◉松平總領事登壇

本日提出せられたる議案は諸君の最も誠意ある態度に依り迅速に議了せられ茲に臨時民會も無事閉會を告ぐるに至りたるは本總領事の滿足する所なり開會の辭中各方面より深甚なる同情と多大の援助を得たる事を述べたるが尙ほ目下內地に於て天津に關係ある有力者諸士發起となり義助會を組織し廣く義助金を募集中なり右の如く各方面より多大の援助を得さりしならば我租界も全く迅速に救濟せられざりしなる

べくよしんば全滅の悲境に陷らずとするも諸君か十數年間に築き上げたる我租界の繁榮は破壞せられ前途頗る悲觀すべきものありたり斯の如き外部の深甚なる同情と援助に對しては居留民諸士は衷心より感謝して永く忘るべからざる事と信ず然るに我租界は斯の如く各方面より多大の同情を得たる事に就ては諸君は意外とせらる所なるべし斯くも同情を得たる所以に就て考ふるに右は我租界が數十年に亘り居留民の奮鬪に依り着々發展し支那に於ける帝國專管居留地中模範居留地と稱せらるゝに至りたるのみならず北支那一帶に於ける我同胞の商工業上益々發展する上に就て尤も重大なる根據地なる事を各方面に於て充分認識せられ此根據地を失ふべからずとの觀念が同情となりしものと思はる即ち其同情の裏面に於ては我居留地の發展に對し一層諸君の努力を奬勵する意義か含まるゝものと信ず政府は勿論各方面の同胞は諸君か遠大の抱負を以て正々堂々名譽ある健全なる發展を遂けよとの期待を有せらるゝ事を深く感せらる換言すれば諸君は同情を受けたると共に此の重大なる義務を負はせられたるものなり余は居留民諸士が此義務を十分に覺知し之を實行せられ以て此同情者の好意に酬ひられん事を切に希望す終りに臨み茲に述べたる外部の援助者及同情者各位に對し民團の監督官長として茲に深厚なる謝意を表すると共に數十日間各擔任事項に對し倦まず屈せず努力せられたる鈴木行政委員會議長を始め各行政委員諸氏救護會委員排水會委員諸氏在鄕軍人會衞生委員會及び義勇團の召集に應ぜられたる各位の献身的努力を十分に認め深く之を多とするの意を茲に表明するも

のなり之を以て閉會の辭とす

最上議長　大正六年臨時民會は之にて閉會す（拍手）　時に午後五時半

大正六年臨時民會議事錄終

大正六年臨時民會議事錄附錄

大正六年臨時民會に於て議決したる件名左の如し

一、水害救濟の爲め國庫補助の沙汰に對し內閣總理大臣及外務大臣其他に感謝の意を表すること

(一)　政府に感謝狀を送るの件

(二)　林公使其他に對し感謝の意を表する件

一、在北京林公使は當地水害に多大の同情を寄せられ罹災民の救護並に築堤排水に要するす國庫補助等に關し深甚なる配慮を與へられ依りて以て救護及排水の目的を達することを得たるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は特使を派遣し感謝の誠意を表すること

二、南滿洲鐵道株式會社より多大の援助を受け排水の目的を達し居留地の舊狀に回復することを得たるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は特使を派遣し感謝の誠意を表すること

三、滿洲鐵道株式會社より派遣せられたる加藤土木課長は當地着以來日曜祭日も休むことなく築堤排水の設計を立てられ一ヶ月余の間日夜間斷なく居留地救濟の爲めに盡瘁せられたるは深く感謝に堪へさる所なり仍て本民團は感謝狀を添へて紀念品を贈ること

四、內務省より派遣せられたる冲野、原田兩博士及青島守備軍より派遣せられたる伴陸軍技師に對し本民團より感謝狀を送ること

五、海河工程局技師長、水道會社技師長、佛國電燈會社、電車公司へ本民團より感謝狀を送ること

(三)　防水及排水工事に關し事後承諾を求むる件

大正六年九月二十三日出水當日より行政委員會に於て防水及排水工事の施設を爲し之に要する一時の借入金を爲したるは緊急の措置として適當と認め之を承諾す

（參考）

浸水箇所排水區域決定の件　（大正六年十月六日行政委員會決議）

浸水區域排水の件は居留地の死活に關する重大問題にして莫大の經費を要する事業に付能ふべくんは民會を招集し決議を經べきものなるも結氷時期の目前に迫り居る際一日も緩ふすへからざる事業なるを以て加藤滿鐵會社土木課長の意見を尊重し行政委員會に於て全責任を負ひ左記の通り決議をなし急速之れが實行に取り掛らんとす

本民團は佛租界境界より海光寺兵營を囲み支那街南門外迄を包括し極力排水行動をなすこと但其工費は支那側より醵金を歡迎するも負担額を强請せざること緊急の必要に充つる爲め一時借入金を爲すの件

（大正六年十月九日行政委員會決議）

今回の水災に就ては防水及排水工事に莫大の經費を要し民團の歲計豫算にては到底支辨すること能はさるを以て團債及ひ國庫の補助を仰くべき心算なるも緊急の塲合民會を招集すること不可能に付行政委員會の責任を以て左記の事項を決議す

一、本民團は緊急の必要に充つる爲め總領事の同意を得て一時の借入金を爲すこと

(四)　行政委員會に委任の件

今回の水害に付緊急の塲合行政委員會に於て出水の當日より應急の措置を爲し又今後に於ても土木、衞生、教育等の復舊事項に關し臨機適應の措置を爲すの必要あるへきを認め居留民團法施行規則第十八條に依り行政委員會に左の事項を委任す

一、水害復舊事項に關する條例を定むること

二、既定豫算の追加又は更正を爲すこと

三、水害に關する補助又は寄附の處分を爲すこと

四、土木、衞生、教育に關する復舊事項を施行すること

(五)　災害地域課金減免條例案

第一條　水害に因り損害を被りたる者には本人の申請に依り被害の實況を審査し左の區別に從ひ課金を減免す

一、土地課金負担者にして浸水に因り土地の使用を休止したる者には大正六年

度第三期の課金を全免す

二、家屋課金負担者にして浸水に因り其家屋に住居し能はす又は貸家にして家賃を徴收し能はさるに至りたる者には其期間内に於ける課金を免除す但排水完成後一ヶ月を經たるときは免除の限りに在らす

三、取得課金負担者にして水害に因り取得皆無に至りたる者には其期間内に於ける課金を免除す

四、營業課金負担者にして店舗若くは營業所に浸水し營業を休止したる者には排水完成に至る迄の期間内に於ける課金を免除す

店舗若くは營業所に浸水するも營業を休止せさる者には前項の期間内に於ける課金を半減す

五、雜種課金負担者は本條第四號の例に依る

第二條　使用料及手數料は本人申請の有無に拘はらす浸水期間内に限り其徴收を中止す

第三條　本條例第一條第二號乃至第五號に掲けたる期間の認定及被害程度の審査は行政委員會に一任す

第四條　本條例第一條に掲けたる期間の計算は大正六年九月二十三日出水の當日より之を起算す

第五條　本條例第一條に掲けたる申請は大正六年十一月三十日迄の期間内に租界

局に提出すへし

◉大正六年第五回臨時民會要錄

一、議員數　三百五十二名

内（日本人　百五十四名
　　支那人　百九十八名）

二、開期　大正六年十一月廿四日一日間

三、會場　議事堂

四、成績　（議事錄中にあるを以て略す）

五、議長及會議係

議長　最上國藏
書記長　天野健藏
書記　田中鑄太郎
書記　黑澤兼次郎
書記　具塚正
書記　空閑實
書記　西山鋭雄
筆記　佐藤玖作

附錄終